

学校教育における

「法」に関する教育の推進

「『法』に関する教育カリキュラム」の活用に向けて

東京都教育委員会は、次代を担う子供たちが、法やきまり、ルール及び司法について学び、自由で公正な社会の担い手としての資質・能力を身に付けることができるよう、学習指導要領における「法」に関する教育に関わる指導内容を明らかにするとともに、各教科等の指導計画例を示した「『法』に関する教育カリキュラム」を作成し、都内公立小・中学校に配布しました。

本リーフレットでは、この「『法』に関する教育カリキュラム」を踏まえた、「法律実務家との連携の視点」とその「授業展開例」を紹介します。

法律実務家との連携の視点

視点
1

教師の理解を深めるための連携

- 「法」に関する教育の理解に有用な参考文献を紹介してもらう。
- 関係機関における教師対象の研修会等を紹介してもらう。 等

視点
2

教材の作成・収集における連携

- 資料等が収集可能な関係機関やホームページの情報を提供してもらう。
- 教材を作成する際、法実務を生かした助言と協力を得る。
- 法律実務家が模擬授業等で活用した教材を提供してもらう。 等

視点
3

授業の実施前・実施中・実施後における連携

- 授業実施前の支援（例）
 - ・協力可能な法律実務家人材情報を提供してもらう。
 - ・単元や題材等の指導計画作成中に生じた疑問に対する助言をしてもらう。 等
- 授業実施中の支援（例）〔ティームティーチングの実施〕
 - ・法やきまり、ルールの意義や役割の理解に関する説明をしてもらう。
 - ・契約の考え方等に関する生徒の意見交換時のコーディネートをしてもらう。 等
- 授業実施後の支援（例）
 - ・次時の授業に向けた改善の方向性についての助言をしてもらう。 等

東京弁護士会との連携による授業展開例

中学校
第3学年

単元名「法に基づく公正な裁判の保障」

社会科

〔公民的分野〕

「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像との関連

裁判員制度
の意義と課題
に重点をおいた
授業構想

【「法」に対する興味・関心】

- ・国民の権利を守り、社会の秩序を維持するためには、公正な裁判が必要であると感じ、司法について興味・関心をもつ。

【「法」に対する知識・理解】

- ・裁判の仕組みや働きについて理解するとともに、司法権の独立と法に基づく公正な裁判が憲法で保障されていることについて理解する。

【「法」に基づき社会の形成に参画する態度】

- ・国民が司法に参加する意義と課題について考え、公正な司法を支える国民として主体的にかかわろうとする意識を高める。

単元の構成
6時間扱い

- 1 「様々な利害対立の解決方法について考える。」
(1時間扱い)
- 2 「刑事裁判と裁判員制度について考える。」
(3時間扱い)
- 3 「民事裁判について考える。」
(1時間扱い)
- 4 「司法制度について考える。」
(1時間扱い)

本時のねらい：裁判員裁判の仕組みを知り、その成果と課題について話し合い、発表することを通して、裁判員制度の意義と課題を理解し、国民の一人として自らが主体的にかかわろうとする意識を高めるようにする。

第2時

刑事事件の裁判員裁判までの手続き、裁判官、裁判員、検察官、弁護人の役割等について調べる。

判断の根拠を明確にする。

実際の事件を基に作成された事例を題材とし、裁判員の立場に立って評議すべき論点を考える。

東京弁護士会裁判員制度センター作成資料及びDVD動画を使用

第3時

各自が出した判断について、根拠を明示して、話し合い(評議)、殺意があったかどうか(正当防衛が成立するかどうか)を考える。

証拠が見方によつて異なることに気付く。

裁判員として判断するときに、「必要な証拠はどのようなものか」、「課題としてどのようなものがあるか」を考え、発表した上で話し合う。

「殺意や正当防衛の定義がよくわからないので、罪の輕重を付けるのは控えるべき。」「とてもプレッシャーかかる。」「被告人の立場となって考えることが難しい。」

第4時

話し合った結果を学級全体で発表する。

弁護士の先生から話を聞く。

「裁判員制度は民主主義の一つの形である。」「人が人を裁くことの難しさを感じてもらいたい。」「証拠の中から事実を見いだす思考の過程がよい。」

裁判員制度導入の目的・意義と課題についてまとめる。役割などについて考える。



自分たちの権利
は自分たちで守
るという民主政治
の原則から制度
導入の目的を考
えるようにする。

東京弁護士会との連携による授業展開例

小学校
第6学年
体育科

単元名「ゴール型ゲーム（バスケットボール）」

「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像との関連

ルールづくり
に重点をおいた授業構想

【「法」に対する興味・関心】

- みんながより楽しむことができる活動にするために、自分たちで工夫してルールをつくることに興味・関心をもつ。

【「法」に対する知識・理解】

- ゲームにおけるルールは、みんながより楽しく活動するためのものであることを理解する。

【「法」に基づき社会の形成に参画する態度】

- みんなで決めたルールの大切さを意識して、それを守って学級全員で楽しく活動することができる。

単元の構成
8時間扱い

1 「ルールについての意義を知り、『みんなが楽しめるルール』をつくる。」
<2時間扱い>

2 「試しのゲームを行い、ルールの改善、チームの課題を見付ける。」
<3時間扱い>

3 「リーグ戦を行い、チームの特性に応じた作戦を立てゲームに取り組む。」
<3時間扱い>

本時のねらい：ゲームをもとに「みんなが楽しめるルール」を考え、決定する。
ゲームをもとに自分やチームの課題を見付け、練習やゲームでチームの力を高める。

導入

学習のめあてについて確認する。

展開

準備運動、基本的なボールの操作（シュート、パス、ドリブル）を行う。
チームの課題に沿った練習を選び、行う。〔スキルアップタイム〕

ルールの確認をする。

各自、最初の得点は4点、それ以降は2点とする。試合では、1分ずつメンバー交代を行う。審判の判定にしたがわない場合、ペナルティーを与える。

ゲーム① → チームタイム → ゲーム② → 整理運動

チームごとに学習の振り返りをする。

「ブロックをする人がいつも同じだよ。」「フェイントをかけられないし…。」「じゃあ、そのやり方を教えてあげるよ。」「今日はめあてが達成できた。」

全体で学習の振り返りをする。

「ブロックはなしの方がいい。」「ブロックされてしまい、どうしても得点が入れられない。」「得点をめくるのは試合を見ている人がした方がいいと思う。」「得点者が得点を入れている間に人数が変わり、戦力に差ができる。」

終末

クラスで決めたルールについて、弁護士の先生から話を聞く。

「ルールは弱い人を守るだけではなく、みんなが楽しめるようにあるのだと改めて思いました。」

「お話を聞いてとてもいいルールが作れたと改めて思いました。次のサッカーでもいいルールを作りたいです。」

「規制をあまり大きくしそうすると下の立場の人だけが優先されてしまうから、『上の人も楽しめ、下の人も保護する。』というようなルールの話を聞いてためになりました。」



東京都行政書士会との連携による授業展開例

小学校
第5学年

単元名「親しき仲にもきまりあり」

道徳

「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像との関連

きまりやルールを守ることに重点をおいた授業構想

【「法」に対する興味・関心】

- ・身近な生活の中にある法やきまりに着目し、興味・関心をもつ。

【「法」に対する知識・理解】

- ・法やきまり、約束の意義や自分に課せられた義務をしっかりと果たすことの大切さについて理解する。

【「法」に基づき社会の形成に参画する態度】

- ・社会の法やきまりを意識し、公徳心をもってそれを主体的に守り、自分に課せられた義務をしっかりと果たそうとする。

本時のねらい：公徳心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし、進んで義務を果たそうとする心情を育てる。

資料名：「借りたはずの自転車」【出典】自作資料

導入

友達と物を貸し借りした経験を話し合う。

児童の身近な経験を想起させ、資料の内容への導入とする。

「筆箱を忘れたときに文房具を貸してもらった。」「本を貸してもらった。」「ゲームを貸してもらった。」

展開①

焦っている主人公の気持ちを考える。



資料を読んで話し合う。

「ねぼうしてしまったかしはどんな気持ちだったでしょう。」

「どうしよう。せっかくの勉強が無駄になってしまう。」「早くしないと遅れてしまう。」

「ゆうすけの自転車を借りたかしの心の中はどんなだったでしょう。」

迷い、葛藤する主人公の気持ちを分けて板書し、対比する。

「ちょっとくらい大丈夫。」「いつでもいいよって言われたから、いいかな。」「黙って借りていののかな。」「黙っていたらケンカになてしまう。」

自転車を探すゆうすけの気持ちについてもおさえる。

「ゆうすけの顔を思いうかべたかしの心の中はどんなだったでしょう。」

「どうして何も言わずに借りてしまったのか。」「ゆうすけのお父さんにも迷惑をかけてしまった。」

親友だから、約束したからと都合よく解釈するかしの気持ちをおさえる。

展開②

きまりやルールを守ることについて、自分を振り返る。

「自分は図書委員なのに、期限を守らず本を借りてしまった。」「今度ちゃんと返さなきゃ。」

終末

行政書士の先生から、貸し借りをする際にしっかりと責任をもつことについての話を聞く。

授業者の声

自作資料を作る段階から、行政書士の先生と打合せをし、身近なところにもきまりがあることが学べました。自作資料作成の際に役立ちました。



借りたはずの自転車

「ちょっとたかし、いつまでねているの。じゅくのテストにおくれるわよ。」

母の声で、ぼくは目を覚ました。時計を見ると、もう八時半だった。目覚ましはセットしたが、ねぼけて止めてしまったらしい。ぼくは急いで着がえ、したくをすませた。

このままだと、じゅくのテストにちこくをしてしまう。昨日おそらくまで勉強していたことを後かいしながら、朝ごはんを食べないで家を飛び出した。

会場までは、バスで駅まで行って、電車で二駅乗らなければならない。バス停まで全力で走った。バスの時刻表を確かめると、今さき出たばかりだった。次のバスまでしばらく時間がある。

このままだと間に合わない。家に引き返して自転車をとりに行く時間もない。あわてたぼくは、この近くのマンションに住む親友のゆうすけの自転車のことを思い出した。

ゆうすけは最近新しい自転車を買った。ぼくの自転車より一回り大きく、スピードメーターまでついている。

「いいなあ、ゆうすけの自転車。」
とぼくが言うと、
「いいなあ、ゆうすけは言ってくれた。

「たかしなら、いつでも自転車乗っていいよ。親友だからね。」
と、ゆうすけは言つてくれた。

「自転車、借りてもいいかな。」と、ゆうすけに声をかけようと思ったが、そんな余ゆうはない。ぼくは迷つた。しかし、テストは午前中で終わるし、後できちんと借りたことを言えばだいじょうぶだろう。なによりゆうすけとは大親友だ。ぼくはそう思つた。

「自転車、借りてもいいかな。」と、ゆうすけはおさななじみで、よく遊んでいる。おたがいの自転車のカギの番号も知つていて。ぼくはゆうすけのマンションへ急いだ。自転車置き場へ着くと、いつもの場所にゆうすけの自転車がとめてあった。ゆうすけの家はマンションの最上階だ。

「ゆうすけとはおさななじみで、よく遊んでいる。おたがいの自転車のカギの番号も知つていて。ぼくはゆうすけのマンションへ急いだ。自転車置き場へ着くと、いつもの場所にゆうすけの自転車がとめてあった。ゆうすけの家はマンションの最上階だ。」

ゆうすけは今日、父親と駅前の広場で行われるフリーマーケットのイベントに出かける予定だった。朝食をすませ、フリーマーケットに出品する物をまとめ、自転車置き場へおりた。いつも停めている場所に向かうと、自転車がない。辺りを見回しても見当たらぬ。そんなゆうすけのすがたを見てゆうすけのお父さんが、「ゆうすけ、どうした。」

と声をかけた。自転車がないことを伝え、父親と自転車をさがすことになった。
周りのマンションの自転車置き場もさがしたが見当たらない。

「ぬすまれたかもしれないなあ。しっかりとカギはかけたのか。」
とゆうすけのお父さんが言った。

「ちゃんとかけたよ。」

確かに昨日、しっかりと自転車のカギをかけた記おくがある。しばらく二人でさがしたが見当たらない。

「しかたない、とりあえず歩いて行こう。自転車のことは駅前の交番で相談してみよう。」

ゆうすけのお父さんは言つた。

大きな荷物をかかえて駅に向かつて歩いているとちゅう、たかしなの母親さんが車で通りかかりつた。

「あら、ゆうすけ君。フリーマーケットに行くの? これからたかしをむかえに行くところなんだけど、良かつたら駅前まで乗つて行く?」

と声をかけてくれた。

「あら、ゆうすけ君。フリーマーケットに行くの? これからたかしをむかえに行くところなんだけど、良かつたら駅前まで乗つて行く?」

と声をかけた。たかしなの母親さんは車の中で、ゆうすけの自転車がなくなつたことを「知つた。」

「そこまでさがしてないのなら、新しい自転車だし、ぬすまれてしまつた可能性もあるわね。早く見つかるといいんだけど…。」

「駅前の交番で相談をして、場合によつてはどうなんどけを出さないといけないな。」

とゆうすけのお父さんは言つた。

たかしなの母親さんは二人を駅前広場でおろし、試験会場へ向かつた。

「どうだつたの。テスト。間に合つたの。」

と車の中で母がたずねた。

「それが、走つて行つたんだけどなかなかバスが来なくて…。あつ。お母さん、駅によつてくれる。」

「あら、どうして。」

と母が聞くので、会場に間に合つたきさつを話した。

ぼくが話し終わると、母は近くに車を停めた。表情がとても険しい。

「たかし、さつきゆうすけ君とゆうすけ君のお父さんに会つたけど、必死で自転車をさがしていだのよ。結局見つからなくて、ぬすまれたかもしれないって。」

ぼくは母から事情を聞き、ゆうすけの顔を思つてかべた。

東京弁護士会 及び 東京都消費生活総合センター との連携による授業展開例

高等学校
第1学年
家庭科
〔家庭基礎〕

単元名「消費者の権利と責任」

「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像との関連

消費者として
の適切な意思
決定に重点を
おいた授業構
想

【「法」に対する興味・関心】

- ・消費者としてよりよい消費行動をとるために、消費者の権利と責任にかかわる法に興味・関心をもつ。

【「法」に対する知識・理解】

- ・現代社会の消費者を取り巻く課題について、消費者を守るために法や制度の意義や役割とともに理解する。

【「法」に基づき社会の形成に参画する態度】

- ・消費者の権利と責任を理解し、適切な意思決定に基づいて行動できるようにする。

単元の構成
6時間扱い

1 「家計の仕組みや、税金及び社会保険の仕組みからリスクマネジメントを知る。消費行動を知り、お金の感覚を身に付ける。」
〈2時間扱い〉

2 「身近な契約について調べる。多様化する販売方法について調べる。クレジットの理解を深める。」
〈2時間扱い〉

3 「悪質な消費者被害について調べ、その対策と救済方法について調べ、発表する。」
〈2時間扱い〉

本時のねらい：悪質商法被害がなぜ生じるのか知り、消費者トラブルに出会ったときの対処法を理解する。

導入

消費生活の変化、契約と購入方法、支払い方法の多様化による消費者問題を理解する。

展開

班全員で悪質商法の特徴を
捉える。悪質商法に引っかか
ってしまう理由
を考える。

悪質商法（「訪問販売」「マルチ商法」「アポイントメント商法」「キャッチセールス」「デート商法」「モニター商法」）について調べ、ロールプレイング形式で発表する。発表を受けて、悪質商法の手口、ターゲット等をまとめる。



悪質商法に共通する特徴や若者の被害状況をまとめる。

「高齢者だけがだまされると思っていた。」「こんなにたくさん手口があり、自分がターゲットになりうる。」「若者はクレジットで契約が結べるようになり、知識も経験も浅いため結構だまされてしまう。」



終末

講師である弁護士の先生、又は東京都消費生活総合センターの方に解説をしていただきながら、専門機関の役割や相談機能の重要性を理解する。

クーリングオフ制度の利用の仕方や、その他の対処の仕方について説明し、専門機関に相談することの意義を確認する。

東京都行政書士会との連携による授業展開例

単元名「消費者の保護」

中学校
第3学年
社会科
〔公民的分野〕

「法」に関する教育を通して育てたい児童・生徒像との関連

消費者としての適切な意思決定に重点をおいた授業構想

【「法」に対する興味・関心】

- 日常生活において、契約という法的な行為があることを身边に感じ、関心をもつ。

【「法」に対する知識・理解】

- 契約という概念を正しく理解し、対等な私人間（しじんかん）の契約には責任が伴うという原則があることや対等な関係ではない契約については政府が保護する役割を担っていることを理解する。

【「法」に基づき社会の形成に参画する態度】

- 市民社会における私人間の利害が対立する場面において、法を意識して考え、根拠をもって解決していくこうとする。

単元の構成
3時間扱い

1 「消費者の安全と権利を守るためにさまざまな法律、制度を理解する。」
(1時間扱い)

2 「現代における『契約』の意味を理解する。」
(1時間扱い)

3 「契約に関する事例を基に、契約の原則について考える。」
(1時間扱い)

本時のねらい：契約解消の場面の設定を通して、私人間の契約の原則と責任を考えるとともに、消費者の利益を守ることについて国や地方公共団体が施策を実施する役割を担っていることを理解する。

導入

消費者を保護する法や制度について確認する。

展開

「契約を解消できるか、できないか」について考え、ワークシートに記入する。

根拠とともに考
える。

- 〈事例1〉 ある商品を購入した後、同じ商品が近くの店で安く売られていたので返品したい。
〈事例2〉 あるブランド商品を購入した1か月後に偽物だと分かったので返品したい。
〈事例3〉 インターネットショップで中古パソコンを7万円で購入した。画面の内容に「不具合があれば8日間の保証をする」と書いてあったので、安心して購入した。しかし、10日後に不具合が発生したので返品もしくは交換したい。



〈事例1〉

- 店側と自分がその価格で合意して購入されたものだから、返品できない。

〈事例2〉

- 店側が客をだますつもりで販売していたならば、返品できる。
- 購入後1か月も経過しているので返品できない。

〈事例3〉

- 中古の商品であると合意して購入しており、販売者の保証期限も過ぎているので返品できない。
- 实物を見る機会がないまま購入すると、このようなトラブルは起こりうるので、返品は難しいが交換することは販売者側に求められるのではないか。

友達の発表や調べたことを踏まえて、班の考えをまとめる。

考え方を発表し合い、班としての考え方をまとめる。契約の見方や考え方をまとめる。

行政書士の先生に解説をしていただきながら、契約について理解を深める。

終末

最近の事例を基に、消費者が保護される理由や消費者の責任、国や地方公共団体の役割などについて考える。



授業の実施前・実施中・実施後における法律実務家との連携について

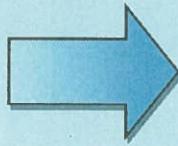
各学校において、「法」に関する教育の基本的な考え方を踏まえた単元・題材等の指導計画の作成・実施・評価・改善に当たっては、「法やきまり、ルール及び司法」にかかわる指導内容を扱うことから、教師による創意工夫を生かした指導を中心としながら、法律実務家と連携を図った取組みを行うことが考えられます。

学校と法律実務家との関連

学校

「法やきまり、ルール及び司法」にかかわる指導内容を扱う。
(相談内容)
「新たな指導方法を紹介してもらいたい。」
「生じた疑問に対して助言してほしい。」
「事前に授業を行ったが、うまくいかなかった。助言してほしい。」
「授業内で、児童・生徒の学習活動を価値付けてもらいたい。」

授業のねらい
を明確にした
相談内容



法律 実務家

東京弁護士会 広報課
電話 (03)3581-2251
ファクシミリ (03)3581-0865

東京都行政書士会
法教育推進特別委員会
電話 (03)3477-2881
ファクシミリ (03)3463-0669

相談内容に対する回答
法的根拠の提供
打合せの日時の確定

教育 委員会

東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課 法に関する教育担当

電話 (03) 5320-6841
ファクシミリ (03) 5388-1733
電子メール S9000024@section.metro.tokyo.jp

相談内容も含めて、当課担当指導主事が、学校と法律実務家との仲介もいたします。

授業を行う2か月前を目途に御相談いただくと、打合せの日時を十分に確保することができ、授業の一層の充実を図ることができます。